

積立年金総合保険

積立年金総合保険 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」及び「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要

この「契約概要」は「積立年金総合保険・普通保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認をいただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただけますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではございません。詳細につきましては、積立年金総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、振興会までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

振興会の現職会員のうち、勤務形態が常時勤務を要する会員様の退職後の生活安定のために、備えていただく積立年金保険です。

2 保険金をお支払する場合

号	保険金の種類	支払事由
1	積立年金保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職したとき
2	退職時一時保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職以外の事由により退職したとき
3	死亡保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき
4	死亡特別保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき
5	退会保険金	積立年金会員が退職以外の事由により退会したとき

3 保険金をお支払できない主な場合

死亡保険金の受取人となる者が、積立年金会員又は積立年金受給者を故意に死亡させたとき

4 特約について

この保険の普通保険約款に付帯される特約は次のとおりです。

- (1) 振興会は、特約を主約款に付加して保険契約を集团扱とし、保険料を一括して払込むことができます。
- (2) 特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。
- (3) 振興会は、保険契約者が集团又は集团の代表者の場合の特則として、次の各号に定める取決めを行い、その取決めを適用することができます。
 - ① 主約款における保険証券の発行

② その他事務手続き

5 保険期間について

この保険期間は契約開始時から最後の積立年金保険金支払時まで期間のことをいい、年1回又は1年から5年までの任意の年数（年4回）でお受取いただけます。

6 引受条件(保険料・保険金額等)

(1)積立年金

この保険には、振興会の現職会員の方のみご加入いただけます。なお、加入後、会員資格を失ったときには、契約が終了します。

(2)保険金額

この保険の保険金額については、パンフレットに記載してありますので、ご確認ください。

(3)保険料

給料月額の5/1000相当額です。

7 保険料の払込

この保険料の払込方法(回数)は、原則、月払いとします。

この保険の保険料払込方法（経路）は、次のとおりとします。

(1)契約者会員の所属する団体でその者の給与から控除して払込む方法（団体扱）

(2)前号による払込ができない場合は、当会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払込む方法（口座振替）

(3)前2号による払込ができなかった場合は、金融機関等の当会の指定した口座に振込むことにより払込む方法（金融機関への振込）

8 契約者配当について

この保険には、配当がありません。

9 解約返戻金

この保険は原則、月払い商品のため、保険期間の中途において保険契約を解約した場合においても、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込くださるようお願いいたします。

詳細につきましては、積立年金総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては振興会までお問い合わせください。

1 クーリングオフについて

この保険のお申込をした日、又はお申込の撤回に関する事項を記載した書面を交付された日といずれか遅い日から起算して8日以内であれば、書面によりお申込の撤回又は保険契約の解除をすることができます。

書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、保険契約の申込を行った年月日並びに申込者等の氏名及び住所を記載したうえ、自署による署名又は記名押印をしていただきます。

当会は、クーリング・オフが行われた保険契約に関し保険料を収受しているときは、その全額をすみやかに返還いたします。なお、この場合、振興会への加入も解除となります。

2 ご契約後における注意事項(通知義務等)

ご契約後に申込書に記載された事項(振込口座・住所)に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合は、保険金がお支払できない場合があります。また、転居等によるご連絡先・ご住所等の変更があった場合には重要なお知らせやご案内ができないこともありますので必ず振興会にご連絡ください。

3 責任開始期について

振興会所定の加入申込書により振興会の会員資格を取得した場合には、この保険契約を締結したものとみなし、会員資格取得の日を契約日とし、その日から保険契約上の責任を負います。

4 保険金をお支払できない主な場合

「契約概要」の「3 保険金をお支払できない主な場合」の項目をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間について

第 2 回以降の保険料及び更新契約の保険料払い込みについては、払込期月の翌月 1 日から翌々月末日までの猶予期間があります。

保険金の支払事由発生の著しい増加により、保険料の算出の基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

6 経営破綻した場合の取扱について

振興会が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構又は生命保険会社保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、この保険は保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約には該当しません。

7 生命保険料控除について

振興会は認可特定保険業者であるため、この保険の保険契約は法律上「生命保険料控除」の適用対象とはなりません。

「契約概要」及び「注意喚起情報」に関するお問い合わせ、ご相談その他苦情等は、下記までご連絡ください。

認可特定保険業者

251-8320

横浜市中区山下町 1 シルクセンター6 階

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会

0 4 5 - 6 8 0 - 0 2 5 1